

# 『応氏六帖』と『大明会典』

近藤 尚子\*

On the Ōshirikujō and the Daiminkaiten

Takako Kondō

要旨 伊藤東涯には中国の文献からの語を集め六帖に分かった二つの語彙集『応氏六帖』と『名物六帖』とがある。この二つの語彙集の基礎となった資料のひとつに『大明会典』がある。本稿ではまず、東涯の使用した『大明会典』の十二冊十一行本であったことを明らかにする。さらに、『大明会典』から語を蒐集するに際してどのような態度がみられるかを明らかにするために、東涯の手控えともいうべき『紀聞小牘』での状況と、『応氏六帖』・『名物六帖』での状況とを比較した。その結果、『紀聞小牘』では『大明会典』の条文をそのまま記す、あるいは重複や落ちのないように語を抜き書きする、などの状況がみられるのに対し、『応氏六帖』・『名物六帖』では何らかの基準で語の選択が行われていることが分かった。これまでの調査で、『応氏六帖』と『名物六帖』との間に直接の影響関係はないと考えられるが、『大明会典』に出典をもつ語の両書での一致率は高く、この両書は、共通の基盤をもっていると思われる。

## はじめに

江戸時代の漢学者伊藤東涯（一六七〇～一七三六）は生涯にわたって中国の文献からの語彙集・用例蒐集の努力を続けた。

筆者はこれまで東涯の語彙集である『応氏六帖』<sup>(1)</sup>と『名物六帖』<sup>(2)</sup>とについての比較をいくつかの観点から試みてきた。<sup>(3)</sup>そして、『名物六帖』は出版を前提として大がかりな編成の見直し、増補が行われていること、それに対して、『応氏六帖』は結局個人的な手控えの域を脱しえなかったこと、を述べてきた。

本稿では、収録されている語の出典に注目し、『大明会典』を出典とする項目を『応氏六帖』・『名物六帖』、さらに『紀聞小牘』という東涯の三つの著作で比較し、それぞれがどのように語をとり、排列しているかをみていくこととする。

## I 『応氏六帖』と『名物六帖』について

本論に入るまえにまず『応氏六帖』・『名物六帖』両書の概要を記しておく。『紀聞小牘』については後述する。

\* 本学講師（今野 尚子）日本文学

『応氏六帖』はこれまでに十本を確認・調査している。それをつぎに掲げる。<sup>(4)</sup>

- イ 清水本（国立国会図書館本）
- ロ 静嘉堂文庫本
- ハ 神宮文庫本
- ニ 早稲田大学図書館本
- ホ 山田忠雄氏蔵本
- ヘ 無窮会文庫本
- ト 刈谷市立図書館本
- チ 長澤規矩也氏蔵本（唐話辞書類集底本）
- リ 黒川本（東京大学本）
- ヌ 多和文庫本

諸本の収録語数は静嘉堂本が約二二〇〇で最少、長澤本・黒川本の二本が増補本で約六〇〇〇語を有する。残る七本はいずれも二五〇〇前後の項目を有する。「六帖」という名を冠するとおり、内部は六帖十八箋に分けられている（六帖十八箋の具体的な内容については「表1」を参照）。これは十本とも同じである。項目数の異なりはあってもこの十本の基本的な構成は同じであり、十本は総体として『応氏六帖』というひとつの資料として扱うことができる。考える。その中で原態にもっとも近いと思われるのが清水本である。したがって本稿では『応氏六帖』の例として特にことわりなく引用する場合には清水本を使用し必要に応じて他本に言及する。

一方の『名物六帖』は約一八〇〇項目を有する。東涯の生前に刊行されたのは、第三帖の器財箋のみであった。東涯の没後も門弟奥田三角や東涯の子の東所によって出版への努力がつけられ、六

表1 『応氏六帖』における八本の出現回数

※『応氏六帖』は清水本による

| 帖 | 箋  | 子部 |    | 史部  |      | 経部 |      | 集部 |     |
|---|----|----|----|-----|------|----|------|----|-----|
|   |    | 類書 | 本草 | 代醉篇 | 大明会典 | 唐書 | 郷談正音 |    | 正字通 |
| 1 | 天文 | 4  | —  | —   | 1    | —  | 4    | 1  | —   |
|   | 地理 | —  | 1  | —   | 1    | —  | —    | 2  | —   |
|   | 宮室 | —  | —  | 2   | 7    | 3  | 9    | 3  | —   |
| 2 | 人品 | 15 | 3  | 3   | 114  | 21 | 25   | 3  | —   |
|   | 積属 | 2  | —  | —   | 11   | 3  | —    | —  | —   |
|   | 鬼神 | —  | —  | —   | —    | 1  | 3    | —  | —   |
| 3 | 人事 | 4  | 6  | 3   | 46   | 10 | —    | 7  | 1   |
|   | 身体 | —  | 3  | —   | —    | —  | 13   | —  | —   |
|   | 病痾 | —  | 2  | 1   | —    | —  | 1    | 2  | —   |
| 4 | 飛禽 | —  | 3  | —   | —    | —  | 1    | —  | —   |
|   | 走獸 | —  | —  | —   | —    | 1  | —    | —  | —   |
|   | 虫魚 | —  | —  | —   | —    | —  | —    | 1  | —   |
| 5 | 樹木 | —  | 13 | —   | —    | —  | —    | —  | —   |
|   | 草花 | 2  | 24 | —   | —    | —  | 2    | —  | —   |
|   | 金石 | —  | —  | —   | 2    | —  | —    | —  | —   |
| 6 | 器用 | 25 | 24 | 4   | 28   | 4  | 45   | 12 | —   |
|   | 食服 | 4  | 12 | —   | —    | —  | —    | —  | —   |
|   | 顔色 | —  | —  | —   | —    | —  | —    | —  | —   |
| 計 |    | 56 | 91 | 13  | 210  | 43 | 103  | 31 | 1   |

帖十二箋のうち八箋までが享保十二年から安政六年までの約百三十年にわたって刊行された。しかし第三帖服章箋、第五帖身体箋、第六帖動物箋・植物箋は未刊のまま残されている。『応氏六帖』と『名物六帖』の関係については前稿ですでに述べたが、『応氏六帖』を増補・整理した結果『名物六帖』ができあがるという単純なものではない。同じ六帖でありながら、その下

の箋は両者で異なる構成をとっており、箋の数も『応氏六帖』の十八箋に対して、『名物六帖』では十二箋である。そしてさらに『名物六帖』では箋の下に門を設ける。また、『応氏六帖』の項目が『名物六帖』にすべて吸収されてしまうわけではなく、『応氏六帖』は『応氏六帖』なりに独自の増補とおぼしき項目が存する。にもかかわらず両者に共通する項目の多くにみられる一致は、両者が同じ源から発していることを示している。同じ源から流れ出た後、両者は別々の方向を目指し、ついに交わることはなかったのである。

## Ⅱ 引用書目について

『応氏六帖』・『名物六帖』はともに中国の文献に典故をもとめた語彙集であるが、その出典すなわち引用書はどのようなものであろうか。

『名物六帖』の引用書目についてはすでに花房英樹氏に詳細な論考がある<sup>5)</sup>。それによれば『名物六帖』の引用書は

- 子部 六八二 類書纂要
- 史部 三五一 大明会典
- 經部 一六二 郷談正音
- 集部 一二二 水滸伝

で、総計一三二七となる。下段はこの四部それぞれの最高頻度を占める書として花房氏が掲げられたものである。

『応氏六帖』の引用書目はほとんど『名物六帖』の引用書目に吸収される。しかし『名物六帖』の引用書の出現頻度の様相と『応氏六帖』のそれとは少し異なっている。いま、右の四種と『応氏六帖』において比較的多くの箋にみられる四種とを選び、一覽してみると

〈表1〉のようになる。

〈表1〉をみると、『名物六帖』と同じように史部では『大明会典』が、經部では『郷談正音』が他書にくらべて多く引用されている。それはもちろん、この両書から採取され、『応氏六帖』におさめられた語が多いということでもある。

ところで子部では『本草』の出現回数が『類書纂要』を圧している。『本草』であるから樹木箋、草花箋に多いのは当然であるが、ほかにも地理箋、人品箋などあわせて十箋にわたり引用がみえている。『応氏六帖』と『名物六帖』とにおける『本草』と『類書纂要』とのバランスの異なりは、『名物六帖』が項目をふやすにあたって『類書纂要』をいかに利用したかを示している。

同様に『水滸伝』も、『応氏六帖』清水本ではわずかに一項目に引用されているのみである。増補本である長澤本・黒川本は清水本にくらべ約三五〇〇項目がふえているが、それでも『水滸伝』の増加はわずかに九項目である。江戸時代後半の『水滸伝』の隆盛（それはおそらく『名物六帖』での引用の増加にも反映しているであろう）を考えると、『応氏六帖』と『名物六帖』における『水滸伝』の出現回数の異なりは、『水滸伝』受容史とともかかわっていることが予想される。

また、『名物六帖』ではほとんどめれなく掲載語には出典を明記するが、『応氏六帖』には出典の明記されない語も多い。これらをさぐっていけばあるいは出典を特定できるものもあるかもしれない。しかし『応氏六帖』が出典を示さない以上、ここでは出典を明らかにできないものとして扱っておく。『応氏六帖』における出典とは単にその語がその書に存在するというだけで決定できるもので

はないからである。

『応氏六帖』は六帖十八箋という意義分類をとりいれているため、特定の箋にのみ集中して引用される書も多い。たとえば宮室箋における『訓蒙字会』、人品箋における『経国大典』、積属箋における『爾雅』、人事箋における『資治通鑑』、草花箋における『花鏡』、器用箋における『三才図会』や『居家必備』などがそうである。しかしこれらの書はほかの箋にはほとんど引用されていないため、『応氏六帖』全体を通しての基本文献という位置づけはできない。

さて〈表1〉によれば『応氏六帖』の中でもっとも引用回数が多いのは『大明会典』である。八箋二一〇項に引用されており、基本文献の第一のものということができるであろう。そこで『大明会典』をとりあげ、ここから採取された語が『応氏六帖』・『名物六帖』それぞれでどのように排列・収載されているかをみていく。

この『大明会典』の成立には経緯がある。『万曆大明会典』にはふたつの「御製大明会典序」と万曆十五年の「御製重修大明会典序」とが付されている。それによれば、『大明会典』ははじめ弘治十五年（一五〇二）十二月に孝帝の命によって成った（『弘治大明会典』）。ところが孝帝が崩じたため（竜馭上賓）、正徳四年に武帝の命によって「重修参校」したものを正徳六年（一五八七）に頒行した。これが一八〇巻の『正徳大明会典』である。さらに万曆十五年に「重修大明会典」（『万曆会典』）二二八巻が成立した。

影印刊行されている『正徳大明会典』には山根幸夫氏の解題があり、『正徳会典』と『万曆会典』との関係についてもふれられているが、結果的に刊行されたのは『正徳会典』と『万曆会典』の二書であった。山根氏が「『万曆会典』が単に『正徳会典』を踏襲した

だけではないことは明瞭である」と述べておられるとおり、この両書には異なるところもかなり多い。

この二種の『大明会典』のうち『応氏六帖』が『万曆会典』を利用していることはたとえばつぎの項目によって明らかである。

撤取家小サイシツツヒョウ（会典国子監給暇——及成婚者）（上五三才）

患ウヰ帖ウヰカキキョウ（会典国子監給暇復監違限一月以上雖有——通不

作实在之／数〇又一月外倒者送問雖有——公文不准其養病）

（上五六才）

いずれも註によって『大明会典』「国子監 給暇」の条からとられたことが示されている。これを『大明会典』に求めると、「撤取家小」は『正徳会典』・『万曆会典』のどちらにも存する。ところが「患帖」のほうは嘉靖六年の記事の中にあつて『万曆会典』にか存しない。つまり「患帖」は『万曆会典』に新たに加えられた部分から『応氏六帖』にとられているのである。「患帖」註の後半（〇又一月外倒者……）以下も同じ「国子監 撥曆」の条にあるが、この部分も正徳十一年の記事であり、当然のことながら『正徳会典』にはない。

また、「南京欽天監」の条からは四項がとられているが、そのようすを『万曆会典』本文から示してみる。「」内は『万曆会典』のみに存する部分、傍線を付した箇所は『応氏六帖』に収載されている部分であることを示す。また『万曆会典』と『正徳会典』とは末尾に異同があるので（ ）内に『正徳会典』の本文を掲げておく。

南京欽天監

凡本監造曆。每年六月内。從礼部發到曆樣。刊印完。給散南京各衙門。並直隸各府州縣

凡本監造曆紙。分派。應天寧國二府。並浙江解納。供限六月以裏至京。〔嘉靖二十四年奏准。本監曆日。正數頒給各衙門。止該曆一十一萬一千一百一十一本。有閏之年。該二裁紙九十九萬四千四百四十三張半。每紙百張。價銀四分。該折價銀三百七十七兩七錢七分七釐四毫。無閏。該二裁紙八十八萬八千八百八十八帳。該銀三百五十五兩五錢五分五厘二毫。每年不拘有無閏月。各該添工食銀三十五兩零三分。連前紙價照數分派浙江布政司。應天直隸寧國二府。敵限徵完依期解部。其合用黃紙等項不多。照常。解納〕

凡占候天象。本監自洪武以來。設觀星臺於鷄鳴山上。令天文生分班晝夜觀望。或有變異。開具揭帖。星堂上官。當奏聞者。隨即具奏。

凡天文生。供以世業子弟皆學。考選食糧。分撥各科

〔凡本監造曆梨板。顏料。供上元江寧二縣。解納

凡本監觀星臺。每歲合用燈油木炭。供上元江二縣。解納。本臺官生。歲給禦寒毛襖一領。從南京工部。轉行

内府甲字等庫關給〕

凡本監天文生食糧。月支米六斗。於南京禮部關支

(凡天文生月糧照欽天監例)

〔万曆会典〕二二三・十三(十四)

『応氏六帖』にはこの部分から「二裁紙」「工食銀」「敵限徵完」「梨

板」の四語がとられているが、それはいずれも「」内の文、すなわち『万曆会典』にしかない部分のものである。これらにより『応氏六帖』所引の『大明会典』が『万曆会典』であることは明らかである。

### Ⅲ 『大明会典』と東涯——「日本貢物」について——

ある文献から語を採取し、それを分類する場合、そのプロセスは対象とする文献や語の性格によって大きく二つに分けられるであろう。すなわち、

A すでに何らかの基準・分類によって列挙されている語をそのまま取り込む

B ある文脈の中で使われている語・表現を抜き出すという二つである。

『大明会典』は明代の制度について記したもので、内容は宮城・勤務から給与・刑罰まで多岐にわたる。記述の形態もさまざまであるが、Ⅱで挙げた『応氏六帖』の「撥取家小」「患帖」「二裁紙」「工食銀」「敵限徵完」「梨板」はいずれもBに該当する。つまり当該語を中心として扱う記述ではない文章の中からその語を《解釈》し、《選択》するという二段階をへて収載されているのである。この場合、どの文献のどのような文脈で用いられているのかというデータは不可欠である。これがⅡで「出典とは単にその語がその書に存在する」ということで決定できるものではない」と述べたゆえんである。

ところがつぎのような場合はどうか。さきほどと同様、『万曆会典』の本文を掲げ、『応氏六帖』神宮本の収載語に傍線を付

して示す。

日本國

祖訓。日本國雖朝實詐。暗通奸臣胡惟庸。謀為不軌。故絶之。按日本古倭奴國。世以王為姓。其國有五畿。七道。及屬國百餘。時寇海上。(以下、洪武五年から二十年までの記事を略す) 永樂初。復來朝貢。

賜龜鈕金印誥命。封為日本國王。名其國鎮山日壽安鎮國之山。

御製碑文賜之。給勘合百道。始令十年一貢。貢道由浙江寧波府。每

貢正副使等母過二百人。(以下、記事を略す)

貢物

|        |        |
|--------|--------|
| 馬      | a      |
| 鎧      | 劔      |
| 腰刀     | 鎗      |
| 塗金裝綵屏風 | 灑金厨子   |
| 灑金文臺   | 灑金手箱   |
| 描金粉匣   | 描金筆匣   |
| 抹金銅提鈿  | 灑金木鈿角盃 |
| 貼金扇    | 瑪瑙     |
| 水晶數珠   | 硫黃     |
| 蘇木     | 牛皮     |

(『万曆会典』一〇五・四〇六)

右の傍線を付した九語は、『応氏六帖』諸本中清水本・静嘉堂本にはなく他の八本にはみられるので、『応氏六帖』が二五〇〇語に

なる段階で加えられたものと考えられる。神宮文庫本で『応氏六帖』の状況をみる。

|                                     |                                    |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| 塗金裝綵屏風 <small>ツキキンソウサイビョウフウ</small> | 灑金厨子 <small>サシキンダイス</small>        |
| 灑金文臺 <small>サシキンブンダイ</small>        | 灑金手箱 <small>サシキンテバコ</small>        |
| 描金粉匣 <small>マキエコウバコ</small>         | 描金筆匣 <small>マキエフデバコ</small>        |
| 抹金銅提鈿 <small>マキエクワンチヂン</small>      | 灑金木鈿角盃 <small>サシキンモクヂンカクサイ</small> |
| 貼金扇 <small>ツキキンセン</small>           |                                    |

灑金厨子ツキキンソウサイへ共日本貢物見大明会典礼部下

(神宮本九三ウ)

『応氏六帖』は『大明会典』の「塗金裝綵屏風」から「貼金扇」までをそのまま取り入れていることがわかる。ここでは「日本からの貢物」として『大明会典』が分類し列挙した語のうち九語を東涯が《選訳》したことになるであろう。これがさきほどのAの場合である。もともと列挙されている語であるから文脈はない。ただし、ここで注意しなければならないのは、この九語が『応氏六帖』にそのまま取り入れられたのは、「日本貢物」という分類によつてではなく、『応氏六帖』器用箋という分類にたまたま一致したためである。つまり、分類の基準は『大明会典』から『応氏六帖』におさめられたときに変わっていたのである。だからこそ「日本貢物」という註記が必要であったともいえる。ただ、『応氏六帖』の中ではそれ以上の分類を求めることはなかった。

天理図書館には『紀聞小牘』二十九冊が蔵されている。中村幸彦氏が『名物六帖』の始源的な姿として夙に報告されているものである。全体がひとまとまりの著作というのではなく、東涯が読書の際に抜き書きしたものを折りにふれままとめたようで、巻によつて独自の題をもつ(「文材 語原」「訓詁名物志」「釈詁録」など)もの

もある。『紀聞小牘』の中にも『大明会典』はしばしば登場する。第七巻は「襍類活套」と題されており、いろいろな文献の記事を抜き書きしたものである。「此巻享保五年庚子二月写完」という識語がある。この第七巻に「日本貢物」という条がある。それを掲げる。

日本貢物

会典へ第七冊／八十丁 日本國永楽初復来朝貢賜龜鈕金印誥命  
封為日本國王名其國鎮山曰壽安鎮國之山御製碑文賜之給勅合百  
道始令十年一貢

貢物 馬 a 鎧 劔 腰刀 鎗 塗金装綵屏風

灑金厨子 灑金文臺 灑金手箱 描金粉匣

描金筆匣 抹金銅提鈔 灑金木鈔角盥 貼金扇

瑪瑙水晶數珠 硫黄 蘇木 牛皮 ○鈔韻會餘招切温器

さきの『大明会典』の引用と比べると、「日本國」の条を抄出したものであることがわかる。『紀聞小牘』のこの部分はずもとと語彙集として作られた箇所ではないので、『応氏六帖』と比較すると『大明会典』の記事、つまり原態に近い。そして日本貢物として『大明会典』が掲げる二十語はすべて掲載している。ところが『応氏六帖』ではそのうちの九語のみを載せ、「馬く鎧・瑪瑙く牛皮」の十一語は載せていない。つまり『応氏六帖』では貢物として『大明会典』に載せられた二十語のうちから九語へと何らかの選択が行われているのである。東涯の語の選択基準や意識についてはいずれ考えていかなければならないであろうし、いまこの二十語の例から全体を考へることはもちろん不可能である。しかし、この二十語につい

てあえていうならば、ここで選ばれているのは単なる屏風・文台・手箱などではなく、上に修飾語のついた、いわば特別なものなのである。単なる馬や鎧はここでは選択の埒外にあるということになる。

さて、『名物六帖』ではこれらの語はどうなっているであろうか。『応氏六帖』に収載された九語はすべて『名物六帖』器財箋に収められている。ところがさきにも述べたように、『名物六帖』では箋の下に門を設け、さらに細かく語を分類している。その結果、この九語はいくつかの門に分かれてしまうことになった。

- |        |                |
|--------|----------------|
| 塗金装綵屏風 | (屏障簾幕門 三・三九才)  |
| 灑金厨子   | (b 架篋籠門 四・七才)  |
| 灑金文臺   | (几案椅榻門 三・四四才)  |
| 灑金手箱   | (b 架篋籠門 四・五ウ)  |
| 描金粉匣   | (b 架篋籠門 四・五ウ)  |
| 描金筆匣   | (文房雅賞門 三・二九才)  |
| 抹金銅提鈔  | (茶c 酒油門 四・一七才) |
| 灑金木鈔角盥 | (盒盤盆鉢門 四・三二ウ)  |
| 貼金扇    | (扇d 帚拂門 五・一三才) |

『応氏六帖』の箋の中でも意味の近い語をまとめて掲げるという傾向はみられるが、一方でここでみたようにひとつの文献からの語をまとめて掲げている箇所も多い。『応氏六帖』の場合にはこの二つの方法を交えつつ語を排列している。『名物六帖』はやはり徹底的に構成を整えただけであって、意義分類を把握しさえすれば求め

る語を見出すのは比較的容易である。

さきほど、『応氏六帖』ではこの九語を東涯が選択した、と述べた。『応氏六帖』の成立・増補に東涯が具体的にどのようにかかわっていたかは不明である。しかし、『紀聞小牘』に東涯が「日本貢物」を抄出していること、『名物六帖』には『応氏六帖』の選択がうけつがれていること、の二つからこれを東涯の選択とみることができると考える。

#### IV 『大明会典』と東涯——「工匠」について——

もう一つ『応氏六帖』人品箋の例をみておく。『大明会典』工部第一八九卷「工匠 一」に「各色人匠」が列挙されている。これを『紀聞小牘』・『応氏六帖』・『名物六帖』の三者と対比させて一覽すると最後に付した「表2」のようになる。『紀聞小牘』はのべ五〇四語にわたって列挙されている工匠を重複を避けて異なり語を出現順に拾っている（最初の二語のみが例外）。その数は二一三語になる。重複は三語（二一三語からは除いてある）、拾い落としと思われるものが「繩匠」・「針匠」の二語である。

『応氏六帖』では、この『紀聞小牘』の二一三語から見出し語として八二語を選ぶ。註文中にみえるものも含めると、十二語程度ふえる。そして「表2」で明らかのようにその掲載順は『大明会典』での出現順とは異なっている。それは『応氏六帖』が内容の近い語をまとめようとしていることによる。たとえば、『応氏六帖』人品箋15～27には「表背匠・装f匠・g貼匠・紙匠・槌紙匠・刊字匠・摺配匠・棧紙匠・刷印匠・均字匠・装裁匠・印匠・刻匠」（傍線は『大明会典』出自の語）という項目が並んでおり、出版にかかわる

語をあつめてある。また43～55も「鑄匠・錫匠・鑼兎匠・銅匠・鍍金匠・h花匠・碾玉匠・鏡兎匠・磨鏡匠・i匠・刀匠・j磨匠・事件匠」となっており、それなりのまとまりをみることができ。この部分はすべて『大明会典』出自の語である。

このように意義分類をとろうとする『応氏六帖』ではあるが、それは必ずしも徹底してはいない。

石匠〈会典——通典石工〉 (137)

宕戸〈采石工 正字通〉 (233)

鑄工〈困学六 又集古録〉 (283)

の三項は、ともに「イシキリ」という傍訓をもちながら、離れたところにおかれているし、

裁縫匠〈会典——雑字裁縫／通典縫工〉 (3)

做衣裳〈郷——正裁縫的〉 (358)

も同様である。これはさきほどの「日本貢物」の場合で述べたように、『応氏六帖』が同じ出典からの語をまとめて掲げるといってもひとつの傾向をもっていることとかわわっている。

人品箋の1～14あたりまでは『大明会典』を中心として語が排列されており、『大明会典』以外の出典を持つものは五一語、出典の明示されないもの一語で、三分の二弱が『大明会典』からとられた語である。ところが14以降になると『大明会典』の出現回数は極端にへってしまふ。しかも、「工匠」からの語は「澆爛匠」(222)のみ



で、あとは『大明会典』でも「工匠」以外の部分からとられた語である。このように、同じ『大明会典』であっても、「工匠」の語は『応氏六帖』人品箋の巻頭(1~40)の基礎資料になっていると考えられるのである。他の出典をもつ意味の近い語はこの部分にとりこめたものとそうでないものがあり、「イシキリ」や「シタテモノヤ」のように別の箇所に掲載されるものもある。『応氏六帖』では箋ごとの意義分類への努力はうかがえるが、それはまだはつきりとした原則とはなっていない。

『名物六帖』では、箋の下に門を設けたことにより、「工匠」の語はそれぞれ該当する門の下に収められている。そしてここでも注目されるのは、『大明会典』「工匠」から『応氏六帖』が選択した八二語と『名物六帖』に収載されている語の一致率の高さである。『応氏六帖』で独立一項となっているもので『名物六帖』にみえないのは九語である。つまり七三語は一致しているわけで、やはり『応氏六帖』と『名物六帖』とはほぼ同じソースをもっていたと考えられる。項目数をふやすことだけが目的なら、たとえば「工匠」に列挙されている語をとりこんでいけばよい。ところが現実には『応氏六帖』も『名物六帖』もそうはしていない。これはこの両書が網羅的に語をふやすのではなく、何らかの選択を行ういわば「問題語主義」をとっているためである。

Ⅲのはじめに述べた二つの方法のうちのBは、もともと問題語あるいは表現を抜き出す方法であるから、『応氏六帖』での扱いは結果的にAもBも変わりがなくことになる。

Bの場合はAのような枠や基準が最初からあるわけではないので、分類はAの場合よりも不安定である。したがって出典ごとに掲

載する傾向が強いようである。たとえば『応氏六帖』人事箋では264~272に『大明会典』からの語がまとまっており、『資治通鑑』等の例がつけいた後、305~312が再び『大明会典』、そして322~333までがまた『大明会典』からの語となっている。Ⅱで挙げた「工食銀」「厳限徵完」は264と265で、人事箋の『大明会典』のまとまりの最初におかれている。その後には「工料銀」(307)「料價銀」(308)「工價銀」(312)「匠價」(326)、そして『海防纂要』からの例であるが「扣罰工食」(314)があり、おなじ『大明会典』工部の例も内容的に整理されているとはいいがたい。むしろ『大明会典』内での位置の近さによってまとまっているともいえそうである。

## おわりに

本稿では『大明会典』が『応氏六帖』の基本資料の第一のものであること、それは『万曆会典』であることを述べた。そして『大明会典』出自の語の排列を中心に『紀聞小牘』・『応氏六帖』・『名物六帖』の三書での比較を試みた。『応氏六帖』が出典からの抜き出しと意義分類とのあいだで揺れ動きながら語を排列していることがうかがえた。それはこれまでにみてきたように『応氏六帖』が出版を前提としない個人的な手控えの段階にとどまっていることの証左でもある。また、『応氏六帖』・『名物六帖』の問題語主義も明らかにした。両書の語の選択は『大明会典』に関する限りよく一致する。ただしこれは『名物六帖』が『応氏六帖』を直接のソースにしたということではないと筆者は考えている。あえていうならば、両書をつなぐものは東涯の語に対する問題意識であろう。本稿では排列を中心にみてきたが、今後は東涯の語に対する問題意識や

語の選択基準を明らかにしていなければならぬであろう。

(註)

- 1 『応氏六帖』は『唐話辞書類集』第十二集(汲古書院 昭和四十八年)に影印がある。底本は長澤規矩也氏蔵本。
- 2 『名物六帖』は朋友書店から影印刊行されている。底本は、平岡武夫氏蔵本に未刊部分を天理図書館の自筆稿本によって補う。天理図書館複製第五十八号。
- 3 拙稿 a 『応氏六帖』の資料性』『文化女子大学研究紀要』第二十三集(一九九二年一月)
  - b 『応氏六帖』と『名物六帖』——器用箋・器財箋を中心に——』『文化女子大学紀要 人文・社会科学研究』創刊号(一九九三年一月)
- 4 十本の詳細と書誌的関聯については拙稿「応氏六帖の諸本」『辻村敏樹教授古稀記念 日本語史の諸問題』(明治書院 一九九二年三月)
- 5 花房英樹氏「名物六帖の引用書籍に就いて」『東方学報』第十六号(昭和二十三年九月)
- 6 『正徳大明会典』(汲古書院 一九八九年六月)。底本は東京大学付属図書館蔵本。
- 7 以下、引用に際してへ✓内は原文が細字双行であることを、／は改行を示す。なお、漢字字体はなるべく原文に近いものとしたが、厳密ではない。これはとくに写本において漢字字体に不統一がみられるためである。
- 8 『大明会典』精裝一—五冊(東南書報社 中華民國五十二年九月)を使用した。底本は十行本である。ただし『紀聞小牘』にみられる『大明会典』の冊丁の記載をみると、東涯が使用したのは十二冊十一行本のようである。

字体表

本文中の a、β について掲げる。  
+ は上下、\* は左右の關係。例 艸+化||花 木\*公||松

|   |     |   |       |   |     |   |       |
|---|-----|---|-------|---|-----|---|-------|
| y | 竹+冠 | z | 革*呈   | α | 口*巴 | β | 金*坐   |
| u | 革*上 | v | 月*亥   | w | 手*争 | x | 竹+髮   |
| q | 毛*莫 | r | 影+宗   | s | 木*宣 | t | 石*欠   |
| m | 糸*條 | n | 魚*沈 水 | o | 石*朱 | p | 金*交   |
| i | 金*旋 | j | 坐*刀   | k | 竹+若 | l | 倉*戈   |
| e | 舟*念 | f | 水*黄   | g | 衣*背 | h | 金*及   |
| a | 灰+皿 | b | 木*厨   | c | 艸+焉 | d | 竹+捷 手 |

『応氏六帖』と『大明会典』

表2 『大明会典』「工匠」による『紀聞小牘』・『応氏六帖』・『名物六帖』の対照表

凡例 工匠名は『紀聞小牘』第七巻に収載されている順に掲げる。行頭の数字は『大明会典』での出現順位である。

『応氏六帖』欄の数字は人品箋における通し番号である。

『名物六帖』欄は人品箋の巻丁を示した。

カタカナは付されているルビ、\*印は出典が異なることを示す。

|    | 『紀聞小牘』    | 『応氏六帖』 | 『名物六帖』           |
|----|-----------|--------|------------------|
| 11 | 雙線匠 クミヤ   |        | 3・18フタコイトシ       |
| 14 | 穿甲匠 グソクシ  | 95     | クソクシ             |
| 1  | 木匠        | 1      | 3・10右トウリヤウ左サンモノヤ |
| 2  | 裁縫匠       | 3      | 3・17シタテモノシ       |
| 3  | 鋸匠        | 134    | *                |
| 4  | 瓦匠 カワラシ   | 4      | 3・9 スヤキシ         |
| 5  | 油漆匠       | 14     | 3・20トウユヌリ        |
| 6  | 竹匠        | 5      | 3・19タケサイク        |
| 7  | 五墨匠 (墨匠)  | 9      | 3・21スミヤ          |
| 8  | 妝髷匠       |        | 3・14ブツシ          |
| 9  | 彫髷匠       | 123    | 3・14ブツシ          |
| 10 | 鐵匠        | 140    | 3・7 カチ           |
| 12 | 土工匠       |        |                  |
| 13 | 熟銅匠       |        | 3・8 アカ、子サイクシ     |
| 15 | 搭材匠       |        |                  |
| 16 | 筆匠 フテユイ   | 6      | フテヤ *            |
| 17 | 織匠        | 68     | オリテ *            |
| 18 | 絡絲匠       | 67     | 3・18イトクリ         |
| 19 | 挽花匠       |        | *                |
| 20 | 染匠        | 64     | 3・18ソメモノヤ        |
| 21 | 石匠 イシキリ   | 137    | 3・13イシヤ          |
| 22 | f 匠       | 89註    | 3・11フナタイク        |
| 23 | 船木匠       | 89註    | 3・11フナタイク        |
| 24 | k 蓬匠      | 90     | 3・11トマシ          |
| 25 | 櫓匠        | 91     | 3・11ロタイク         |
| 26 | 蘆蓬匠       |        | 3・11トマシ          |
| 27 | l 金匠      | 118註   |                  |
| 28 | m 匠       | 112    | 3・18クミヤ          |
| 29 | 刊字匠 ハンギホリ | 20     | 3・14ハンギホリ        |
| 30 | 熟皮匠       | 108    | 3・20カハヤ          |
| 31 | 扇匠 ラフキン   | 7      | 3・19アフキヤ         |
| 32 | n 灯匠      |        |                  |
| 33 | 氈匠        | 13     | 3・19モウセンヤ        |
| 34 | 毯匠        |        |                  |
| 35 | 捲胎匠       |        |                  |
| 36 | 鼓匠        | 12     | 3・20タイコハリ        |
| 37 | 削藤匠       |        |                  |
| 38 | 木桶匠 オケン   | 92     | 3・19オケヤ          |
| 39 | 鞍匠        | 10     | 3・15クラウチ         |
| 40 | 銀匠        | 11     | 3・8 シロカネヤ        |

|    |       |        |      |        |                  |
|----|-------|--------|------|--------|------------------|
| 41 | 銷金匠   |        |      | 3・8    | メッキシ             |
| 42 | 索匠    |        |      |        |                  |
| 43 | 穿珠匠   |        |      |        |                  |
| 44 | 表背匠   | ヒヤウグシ  | 15   | ヒヤウクシ  | 3・22へウクシ         |
| 45 | 黒窯匠   |        |      |        |                  |
| 46 | 鑄匠    | イモノシ   | 43   | イモノシ   | 3・7 右セニイルモノ左イモノシ |
| 47 | 繡匠    | ヌイモノシ  | 62   | ヌイモノヤ  | 3・17ヌイシ          |
| 48 | 蒸籠匠   |        | 138  | カゴヤ    | 3・19右カゴヤ左セイロウシ   |
| 49 | 箭匠    | ヤシ     | 101  | ヤシ     | 3・15ヤシ           |
| 50 | 銀o匠   |        |      |        |                  |
| 51 | 刀匠    |        | 53   | カタナカヂ  | 3・7 カタナカチ        |
| 52 | 瑠璃匠   | ビイドロシ  | 56   | ビイドロシ  |                  |
| 53 | k 磨匠  |        | 54   | トキヤ    | 3・8 ヤスリシ         |
| 54 | 弩匠    |        | 102  | トキウヤ   | 3・15トキウシ         |
| 55 | 黄丹匠   |        |      |        |                  |
| 56 | 藤枕匠   |        |      |        |                  |
| 57 | 刷印匠   |        | 23   | ハンキスリ  | 3・21ハンスリ         |
| 58 | 弓匠    |        | 98   | ユミヤ    | 3・15ユミシ          |
| 59 | j 匠   | ヒキモノシ  | 52   | ヒキモノヤ  | 3・12ヒキモノシ        |
| 60 | 缸窯匠   |        |      |        |                  |
| 61 | 洗白匠   |        |      |        |                  |
| 62 | 羅帛花匠  |        |      |        | 3・18ウスモノノモンヒキ    |
| 63 | 襖紙匠   |        | 22   | シセンヤ   | 3・21右シセンヤ左ジガミシ   |
| 64 | 摺配匠   |        | 21   | ヒヨウシヤ  | 3・21へウシヤ         |
| 65 | 裁磨匠   |        |      |        |                  |
| 66 | 黒墨匠   |        |      |        |                  |
| 67 | 畫匠    |        | 119  | エカキ    | 3・19エカキ          |
| 68 | 鉄匠    |        |      |        |                  |
| 69 | 合香匠   |        |      |        |                  |
| 70 | 象牙匠   | ツノザイクシ |      |        | 3・14サウケサイク       |
| 71 | 硯瓦匠   |        |      |        | 3・21ススリヤ         |
| 72 | 神帛匠   |        |      |        |                  |
| 73 | 鑪児匠   |        | 45   | ヤクハンヤ  | 3・8 ヤクハンヤ        |
| 74 | 銅匠    |        | 46   | アカガネヤ  | 3・8 ヤクハンヤ        |
| 75 | 釘 p 匠 |        |      |        |                  |
| 76 | 竹蔑匠   | ヲケノワイレ | 92註  |        | 3・19カコサイク        |
| 77 | 桶匠    | ヲケヤ    | 92註  |        | 3・19オケヤ          |
| 78 | 錫匠    | スズシ    | 44   | スズヤ    | 3・8 ススヤ          |
| 79 | 鍍金匠   |        | 47   | メツキヤ   | 3・8 メツキサイクシ      |
| 80 | i 花匠  | ケボリン   | 48   | ケボリモノヤ | 3・14ケホリン         |
| 81 | 減鐵匠   |        |      |        |                  |
| 82 | 鎖匠    |        |      |        |                  |
| 83 | 毛襖匠   |        |      |        |                  |
| 84 | 碾玉匠   | タマスリシ  | 49   | タマヤ    | 3・13タマヤ          |
| 85 | 冠帽匠   |        | 111  | エボシヤ   | 3・17カムリン         |
| 86 | 漆匠    |        | 115  | ヌシヤ    | 3・20ヌシヤ          |
| 87 | 草帽匠   |        | 111註 |        |                  |

『応氏六帖』と『大明会典』

|     |      |       |      |       |               |
|-----|------|-------|------|-------|---------------|
| 88  | 鑽珠匠  |       |      |       |               |
| 89  | 泥水匠  |       | 132  | シヤクハン | *             |
| 90  | 籬桶匠  | ヲケシ   | 92註  |       | 3・19オケノワイレ    |
| 91  | 斜皮匠  |       |      |       |               |
| 92  | 綿線匠  |       |      |       |               |
| 93  | 麻鞋匠  |       | 110  | ソウリヤ  |               |
| 94  | 釘帯匠  |       |      |       |               |
| 95  | 履鞋匠  |       |      |       | 3・17右クツヤ左セキタヤ |
| 96  | 纏櫻匠  |       |      |       |               |
| 97  | 油傘匠  |       |      |       | 3・19カラカサン     |
| 98  | 櫻巾匠  |       |      |       |               |
| 99  | 網巾匠  |       |      |       |               |
| 100 | 涼胎匠  |       |      |       |               |
| 101 | 邊児匠  |       |      |       |               |
| 102 | 綿匠   |       |      |       |               |
| 103 | 磨鏡匠  | カカミトキ | 51   | カカミトキ | 3・8 カカミトキ     |
| 104 | 刺金匠  |       |      |       |               |
| 105 | 涼衫匠  | カタヒラン | 114  | カタヒラヤ | 3・17シタテモノヤ    |
| 106 | 打線匠  |       |      |       |               |
| 107 | 香匠   |       |      |       |               |
| 109 | 皮匠   |       | 103  | カハヤ   |               |
| 109 | 釘底匠  |       |      |       |               |
| 110 | 鏡児匠  |       | 50   | カカミヤ  | 3・8 カカミヤ      |
| 111 | 抹金匠  |       | 118註 |       |               |
| 112 | 利金匠  |       |      |       |               |
| 113 | 鞭子匠  |       |      |       | 3・15ムチヤ       |
| 114 | 刺金線匠 |       |      |       |               |
| 115 | 花匠   |       |      |       |               |
| 116 | q子匠  |       |      |       |               |
| 117 | r巾匠  |       |      |       |               |
| 118 | 幫巾匠  |       |      |       |               |
| 119 | s頭匠  |       |      |       |               |
| 120 | 打角匠  |       |      |       |               |
| 121 | 索匠   |       |      |       |               |
| 122 | 纓子匠  |       |      |       |               |
| 123 | t轎匠  |       | 42   | ノリモノヤ |               |
| 124 | 水縄匠  |       |      |       |               |
| 125 | 弦匠   |       |      |       | 3・15ツルサン      |
| 126 | 護衣匠  |       |      |       |               |
| 127 | 描金匠  |       | 118  | マキエシ  | 3・20マキエシ      |
| 128 | 鋪箸匠  |       |      |       |               |
| 129 | 肚帯匠  |       |      |       |               |
| 130 | 事件匠  |       | 55   | コザイクシ | 3・16カタナノコシラヘシ |
| 131 | 腰撥匠  |       |      |       |               |
| 132 | 油u匠  |       |      |       |               |
| 133 | 研磨匠  |       |      |       |               |
| 134 | 鞍轡匠  |       |      |       | 3・15バグシ       |